

特別障害者手当等所得制限限度額表

1 受給資格者本人

		老人控除対象配偶者・老人扶養親族の数						
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人
扶養親族の数	0人	3,604,000						
	1人	3,984,000	4,084,000					
	2人	4,364,000	4,464,000	4,564,000				
	3人	4,744,000	4,844,000	4,944,000	5,044,000			
	4人	5,124,000	5,224,000	5,324,000	5,424,000	5,524,000		
	5人	5,504,000	5,604,000	5,704,000	5,804,000	5,904,000	6,004,000	
	6人	5,884,000	5,984,000	6,084,000	6,184,000	6,284,000	6,384,000	6,484,000

(注1) 扶養親族等のうち特定扶養親族がある場合は、上記の限度額に、特定扶養親族1人につき25万円を加算する。

(注2) 扶養親族等が7人以上の場合の限度額は、588万4千円に1人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者及び老人扶養親族であるときは、1人につき10万円、特定扶養親族であるときには、1人につき25万円を更に加算)を加算した額とする。

2 配偶者及び扶養義務者

		老人扶養親族の数						
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人
扶養親族の数	0人	6,287,000						
	1人	6,536,000	6,536,000					
	2人	6,749,000	6,809,000	6,809,000				
	3人	6,962,000	7,022,000	7,082,000	7,082,000			
	4人	7,175,000	7,235,000	7,295,000	7,355,000	7,355,000		
	5人	7,388,000	7,448,000	7,508,000	7,568,000	7,628,000	7,628,000	
	6人	7,601,000	7,661,000	7,721,000	7,781,000	7,841,000	7,901,000	7,901,000

(注3) 扶養親族等が7人以上の場合の限度額は、760万1千円に、1人につき21万3千円(扶養親族等が老人扶養親族であるときには、当該老人扶養親族1人につき(当該当老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときには、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)6万円を更に加算した額とする。

特別障害者手当控除一覧

控除の種類		控除額
障害者控除	普通障害者	270,000円
	特別障害者	400,000円
寡婦控除	一般寡婦	270,000円
	特別寡婦	350,000円
寡夫控除		270,000円
勤労学生控除		270,000円
社会保険料控除	本人	所得税控除金額
	配偶者・扶養義務者	80,000円